

計画作成年度	令和2年度
計画主体	中島村

中島村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 中島村企画振興課
所在地 福島県西白河郡中島村大字滑津字中島西 11-1
電話番号 0248-52-2113
FAX番号 0248-52-2170
メールアドレス nougyuosinkou@vill.nakajima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス・スズメ・ハクビシン・サギ類・イノシシ・タヌキ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	中島村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値（金額／面積）	
カラス	野菜	0千円	0.00ha
スズメ	水稲	0千円	0.00ha
ハクビシン	野菜	1千円	0.001ha
サギ類	水稲	0千円	0.00ha
イノシシ	野菜	0.1千円	0.001ha
タヌキ	野菜	0千円	0.00ha
合計		1.1千円	0.002ha

(2) 被害の傾向

<p>①カラス 村内の広範囲に生息しており、野菜類の食害被害が懸念される。 また、家庭ごみの食い荒らし等の生活被害が発生している。</p> <p>②スズメ 村内の広範囲にて生息が確認されており、主に収穫期の水稲への被害が懸念される。</p> <p>③ハクビシン 村内の広範囲にて生息が確認されており、人家の屋根裏等への住みつきによる糞尿などの衛生被害や、スイートコーンの食害被害が報告されている。近年生息域が拡大しており、今後野菜類の食害被害拡大が懸念される。</p> <p>④サギ類 近年、村内全域の水田において目撃情報が急増している。現在、目立った被害は</p>

確認されていないが、今後、生息数の増加により水稻の踏み倒しや食害被害の拡大が懸念される。

⑤イノシシ

令和元年度、村内において2回を目撃情報があり、スイートコーンの食害が確認された。近隣市町村において水稻や野菜類の食害、水田畦畔の掘り起こし等の被害が年々増加傾向にある。当村においても今後、生息域の拡大によって移入定着し、水稻、野菜類の食害被害拡大が懸念される。

⑥タヌキ

近年、森林伐採の影響もあり、村内全域において目撃情報が増えている。干し柿への被害などが確認されているため、今後、生息数の増加により野菜類の食害被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
カラス	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha
スズメ	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha
ハクビシン	1千円	0.001ha	0千円	0.00ha
サギ類	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha
イノシシ	0.1千円	0.001ha	0千円	0.00ha
タヌキ	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha
合計	1.1千円	0.002ha	0千円	0.00ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	カラス、スズメ及びハクビシンの捕獲は、村と委託契約した猟友会が有害鳥獣捕獲隊として銃器、わなによって実施している。	・捕獲実施者の高齢化が進み、将来的に担い手不足が懸念されるため、新たな従事者を確保する必要がある。 ・ハクビシンの生息域が広範囲なため、出没状況に応じたわなの設置に苦慮している。
防護柵の設置等に関する取組	特になし	・近隣市町村からの生息域拡大によってイノシシによる被害が発生する恐れがあるため、防護柵の設置を検討していく。

(5) 今後の取組方針

村猟友会等の関係機関と緊密な連携によって被害の状況に応じた効果的な有害鳥獣捕獲を継続的に検討・実施するとともに、捕獲体制強化のため狩猟免許の取得促進を図る。また、地域住民に対しては集落を主体とし地域ぐるみによる被害防止策を推進し、地域住民の鳥獣被害防止に対する意識の向上を図る。

イノシシに関しては、村内での目撃情報があり、近隣市町村からの移入定着の恐れがあるため、他市町村担当者と頻繁に情報交換を行い、被害拡大の未然防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

中島村有害鳥獣捕獲隊が実施している有害鳥獣捕獲については今後も継続し、捕獲の時期・場所等については村と協議を行い実施する。

(2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	カラス スズメ ハクビシン サギ類 イノシシ タヌキ	・ 捕獲従事者確保のため、狩猟免許取得の促進を図る。 ・ 猟友会等関係機関との連携を強化し、被害状況の迅速な把握に努める。 ・ くくりわな、箱わな等の捕獲機材を追加導入する。
令和4年度	カラス スズメ ハクビシン サギ類 イノシシ タヌキ	・ 捕獲従事者確保のため、狩猟免許取得の促進を図る。 ・ 猟友会等関係機関との連携を強化し、被害状況の迅速な把握に努める。 ・ くくりわな、箱わな等の捕獲機材を追加導入する。
令和5年度	カラス スズメ ハクビシン サギ類 イノシシ タヌキ	・ 捕獲従事者確保のため、狩猟免許取得の促進を図る。 ・ 猟友会等関係機関との連携を強化し、被害状況の迅速な把握に努める。 ・ くくりわな、箱わな等の捕獲機材を追加導入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づき行う。サギ類については、被害の状況により適正な捕獲数を決定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カラス	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。
スズメ			
ハクビシン			
サギ類			
タヌキ			
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲予定頭数5頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲予定頭数5頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲予定頭数5頭

捕獲等の取組内容

<p>1 捕獲方法</p> <p>カラス 銃器による</p> <p>スズメ 銃器による</p> <p>ハクビシン ワナによる</p> <p>サギ類 銃器による</p> <p>イノシシ ワナ・銃器による</p> <p>タヌキ ワナによる</p> <p>2 捕獲時期</p> <p>被害が多発する4月～11月頃を重点的に実施する。</p> <p>3 捕獲地域</p> <p>村内全域を対象区域とし、被害状況を勘案し決定する。</p> <p>4 捕獲体制</p> <p>地域住民、村猟友会との協議を行いながら、捕獲を実施する。</p>
--

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	近隣市町村における設置状況、効果等について情報収集を行う。	近隣市町村から移入の恐れがある集落をモデル地区として設定し、防止柵設置に関する住民説明会等を行い、必要に応じて設置を行う。	近隣市町村から移入の恐れがある集落をモデル地区として設定し、防止柵設置に関する住民説明会等を行い、必要に応じて設置を行う。

(2) その他被害防止に関する取組

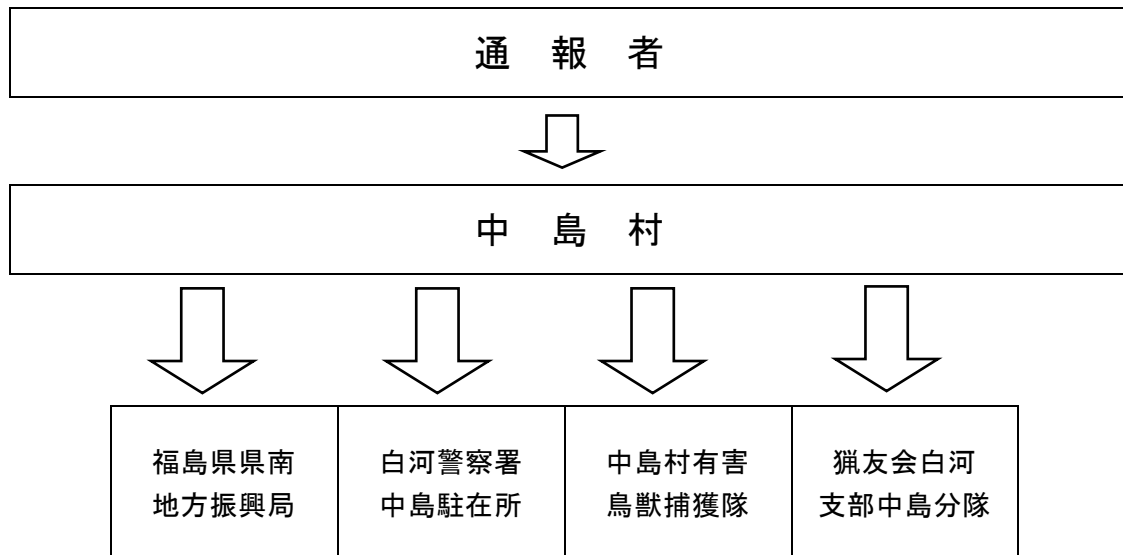
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	カラス スズメ ハクビシン サギ類 イノシシ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民からの情報提供を広く呼びかけるなどし、被害の実態を迅速に把握する。 ・ 地域住民に対して鳥獣被害防止に対する意識向上を図るため、対策知識の普及と啓発を行う。
令和4年度	カラス スズメ ハクビシン サギ類 イノシシ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民からの情報提供を広く呼びかけるなどし、被害の実態を迅速に把握する。 ・ 地域住民に対して鳥獣被害防止に対する意識向上を図るため、対策知識の普及と啓発を行う。
令和5年度	カラス スズメ ハクビシン サギ類 イノシシ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民からの情報提供を広く呼びかけるなどし、被害の実態を迅速に把握する。 ・ 地域住民に対して鳥獣被害防止に対する意識向上を図るため、対策知識の普及と啓発を行う。 ・ 侵入防止柵の導入、運用を検討する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
中島村	警察等関係機関への連絡調整、防災無線を使い住民に対して注意喚起を行う。
福島県県南地方振興局	情報を集約し、関係機関への連絡調整を行う。
白河警察署 中島駐在所	住民への注意喚起及び緊急時の捕獲。
中島村有害鳥獣捕獲隊	緊急時の捕獲。
猟友会白河支部中島分隊	緊急時の捕獲。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、速やかに処置し適正な施設での焼却又は埋却処分を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

当村全域に国からの出荷制限指示及び摂取制限が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	なし
構成機関の名称	役割
なし	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
